

おしゃっち MOTTAINA 市（もったいないち）実施要領

1 目的

農林水産物の生産工程においては、品質や食味は変わらないものの形や大きさが市場出荷に適さない「規格外品」が一定量発生し、フードロス（廃棄処分）や無償提供による所得低下の一因となっている。

一方、飲食業や宿泊業においては、物価高騰による原材料費負担割合が増え続けており、経営をひっ迫させる要因となっている。

このことから、規格外農林水産物を有効活用した地域の消費拡大、生産者と事業者の交流及び大槌町文化交流センターの利用促進を図ることを目的に実施するもの。

2 日時

毎週木曜日 午前10時～午後3時（なくなり次第終了）

3 場所

大槌町文化交流センター おしゃっち 1階エントランス（大槌町末広町1番15号）

4 主催・後援

主催：大槌町

後援（調整中）：花巻農業協同組合、大槌商工会、（一社）大槌町観光交流協会

5 実施方法

- (1) 開催周知は、関係機関を通じて、生産者及び飲食業・宿泊業事業者へ行う。
- (2) 販売を希望する生産者は、前日までに事務局へ連絡し、事務局が出店調整を行う（出品者は最大10者程度）。
- (3) 販売品は、「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について（令和5年2月6日付け薬生食監発0206第2号）」を参考とする。
- (4) 販売スペースは、エントランスを想定し、出店希望を基に調整する。
- (5) 販売方法は、大槌町文化交流センター館内を提供した無人販売所の扱いとする。
- (6) 販売単位は、1セット500円とし、系統や産直施設に出荷しない規格外品とする。
- (10) 出品は午前10時以降、回収は午後3時まで（厳守）とする。
- (11) 出品者は、商品と料金箱を持参陳列し、終了後、売れ残り品と料金箱を回収する。
- (12) 購入者は、購入希望品の出品者が設置した料金箱へ料金を投入し、商品を購入する。

6 経費

特になし。既存什器を利用し、必要に応じてPOP等の作成を行う。

7 その他

- (1) 出品に当たり、館内を汚した場合は出品者が清掃、場合によって消毒を行うこと。
- (2) 大槌町文化交流センター職員は、販売品、料金箱等の目視確認及び不審者への注意喚起を行うが、万一、盗難等があった場合はその責任を負わない。
- (3) 飲食業・宿泊業事業者へ開催周知を行うが、一般来場者の購入を妨げない。
- (4) 購入者は、規格外品の販売であることを理解したうえで購入すること。
- (5) その他、検討事項が発生した際は、事務局が関係機関と協議し対応を決定する。

8 問い合わせ先・事務局

大槌町産業振興課一次産業活性化班 藤原 電話：0193-42-8717